

(1) 審査請求の趣旨

個人情報部分開示決定処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

請求1及び請求2の審査請求書、反論書及び意見陳述による主張の要旨は次のとおりである。

ア 条例第13条第3号(本文)該当性は否定されるべきこと

(ア) 申立人の氏名が既に審査請求人に伝達されており非開示情報から除外されるべきこと

私がハラスメント相手方となった案件につき申立者が〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇であることは、ハラスメント防止委員会や調査委員からの通知等により既に私に伝達されているものであるし、また、今後ハラスメント手続きにより伝達が予定されなければならない情報である。

ハラスメントに関し調査員による事実関係の調査で苦情申し立ての理由や内容を既に聞いている。伝えられていないことについても当然私が知り得るべき情報である。

実施機関が非開示とした箇所は、条例第13条第3号アが非開示情報の除外として定める「法令等の規程により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当することは明白である。

(イ) 公正な聴聞への権利、あるいは法の適正な手続きの要請から相手方の主張は審査請求人に開示されるべきこと

何人もその権利や正当な期待について不利益を被る処分を課せられる場合は、事前に自らに対してなされた主張を告知され、それに応答する公正な機会を与えられるべきことを要請する。この、公正な聴聞への権利(the right to a fair hearing)、あるいは法の適正な手続(due process of law)の要請は、法の一般原則であり、刑事手続、行政手続のみならず、労働契約上の関係にも妥当する。

使用者による労働者へのハラスメント手続・懲戒手続が、刑事罰に類似した制裁を予定するものである以上、相手方の主張する苦情申立事由や懲戒事由を事前に告知し、告知と聴聞の権利の要請を満たすことが事業者に課せられた法的義務であることは明らかである。

イ 条例第13条第7号該当性は否定されるべきこと

(ア) 当該文書は苦情申立手続きの発動を求める文書であり、苦情相談手続きとは区別されるべきものであること

〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇がハラスメント防止委員会に提出した文書は、苦情申立に関する文書である。すなわち、苦情申立を相談員に申し出て、防止委員会による事実関係の調査を通じて、措置を求めることにより、就労・修学環境の回復を求める請求権と理解できる(「公立大学法人島根県立大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」(以下、「防止規程」)第5条、第7条、第9条等参照)。

他方で、防止規程は苦情申出とは別に苦情相談の手続きも用意しており(第5条第2項参照)、苦情申立手続きとは区別してこれを定めている。この苦情相談手続きが単なる相談に留まる限りであれば、実施機関が主張するとおり、相談内容を安易に相手方に開示しては事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれもあり、非開示事由に該当するケースも多いであろう。

しかしながら、今回、〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇が相談員を通じて

ハラスメント防止委員会に提出した文書は苦情申立手続きであり、事実関係調査と措置を通じた相手方への懲罰(防止規程に定める注意・警告の措置、さらには学長による上申を通じた懲戒手続等)を伴いうる手続きの発動を求めるものであり「相談に伴う事務に関する情報」ではない。

このような相手方への懲罰を伴う手続きの発動を求める以上、苦情申立をおこなう申立人の主張や事実を相手方に通知することが、公正な聴聞への権利の観点から要求されていると解すべきである。

したがって、ハラスメント手続全体を「相談に関する事務」と混同して解している実施機関の解釈は、防止規程や条例の解釈上失当と言わざるをえない。

(イ) 実施機関が部分開示義務を果たしていないこと

仮に、非開示とされた箇所に関し、なお非開示情報に該当する箇所が残っていたとしても、その箇所のみ区分して開示すれば足りるはずである。今回の如く、申立人の主張の大半を非開示としたことは、部分開示義務(条例第 14 条)にも違背する。

純然たる相談で伝えてはいけない情報があれば、そこだけを切り取って非開示にすべきである。

ウ 弁明書が審査請求人の主張に事実上応答していない件について

弁明書では、審査請求人が指摘する論点についてほとんど弁明を試みることなく、処分の際の理由とほぼ同じ内容の「弁明の理由」を付すのみである。

不服審査手続きの趣旨に照らせば、「審査請求書に具体的に処分の違法性または不当性について記載がある場合」には、処分庁側は「これに対応する形で、処分が違法又は不当でないことを示す根拠または事実を処分時よりも具体的に示す」義務を負っていると解されるべきである。

処分庁は、審査請求人が主張する処分の違法性の主張に全くといっていいほど回答しておらず、当該義務違反は明白である。

エ 審査請求から弁明書の送付までに5か月以上を要している件について

審査請求人は2021年12月23日に本件不服審査請求を行ったが、処分庁・審査庁による弁明の提出・送付は2022年5月31日付であり実に5か月以上を要している。

この点、処分庁は申請に対して「相当の期間」内に処分を行う法的義務を負っている(行政不服審査法第3条参照)。そして、この「相当の期間」とは、当該申請に基づく処分をするのに通常必要とされる期間とされている。

また、弁明書の標準処理期間は28日程度が一般的であることや、審査請求人に対して設定した反論書の提出期限が1か月であったこととの均衡を考慮すると、行政庁・審査庁側の対応に違法もしくは不当と評価しうる不作為があったのではないかと疑念を拭うことができない。

標準処理期間を定めている自治体は大体1か月弱、28日程度が一般的である。

5 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張は次のとおりである。

(1) 条例第13条第3号アに該当する申立日時、申立先及び申立者については開示をしている。

非開示とした情報は、開示請求者以外の個人である申立者の心情や主張が具体的に記載されており、開示することにより、申立者や関係者等の開示請求者以外の特定の

個人が識別され得る、若しくは識別することはできないが、開示することによりなお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第13条第3号に該当する。

- (2) 個人情報開示請求のあった文書は、条例第13条第7号アに該当する職員個人からの相談に伴う事務に関する情報であって、申立者から提出された文書等の内容をそのまま開示されることとなると、今後、同種の相談事務において、申立者が、相談内容を開示されることをおそれ、開示に支障のない範囲での相談に留まり、適正な事実関係の把握が困難となるなど、事務の適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがある。

6 審査会の判断

(1) 本件対象個人情報について

ア 本件対象個人情報は、いずれも島根県立大学の特定の教職員（以下「申立人」という。）が、審査請求人をハラスメントの疑いで苦情申立した際に提出した文書（以下「申立書」という。）に記載されている審査請求人の情報である。

イ 島根県立大学では、キャンパス・ハラスメントに関する苦情相談の手続き等については、「公立大学法人島根県立大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」（以下「防止規程」という。）の中で規定しており、本件対象個人情報の記載された申立書もこの手続きの中で提出されたものである。

防止規程第5条第2項では、教職員学生等が就労又は就学に際して、キャンパス・ハラスメントによる被害を受けた場合の苦情申立及び相談は、キャンパスごとにおかれる所属相談員に申し出ることによって行うと規定されている。

また、防止規程第10条第3項では、相談員は相談内容を記録し、相談者の了解を得て、ハラスメントの防止や発生時の対応のためキャンパスごとに置かれるキャンパス・ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）に報告しなければならないと規定されている。

ウ 実施機関は、本件対象個人情報については、防止規程第5条第2項により各申立人から所属相談員に提出し、防止規程第10条第3項により当該所属相談員から防止委員会に提出された申立書を請求1(1)及び請求2(1)に対応するものとして特定したものである。

(2) 実施機関の処分の妥当性について

実施機関は、非開示とした部分を条例第13条第3号及び第7号に該当すると主張しており、当審査会は当該情報を見分した上で、非開示情報該当性について判断することとする。

(3) 条例第13条第7号について

ア 本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報について、当該事務又は事業の内容及び性質からみて、開示することにより当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には非開示とする規定である。

「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業の実施に直接係わる情報だけでなく、これらの実施に影響を与える間接的な情報も含むものとされ、「支障」の程度については名目的なものではなく実質的なものであることが要求される。

イ 実施機関は、申立書に記載されている情報は、職員個人からの相談に伴う事務に関する情報であって、当該情報が開示されることとなると、今後、同種の相談事務において、申立者が相談内容を開示されることをおそれ、開示に支障のない範囲で

- の相談に留まり、適正な事実関係の把握が困難となるなど、事務の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるため、条例第13条第7号に該当し非開示としている。
- ウ 当審査会において、申立書の非開示部分を見分したところ、申立者がハラスメントを受けたと申し立てる内容や申立者の心情、主張、また関係者の情報が具体的に詳しく記載されている。
- エ また、防止規程第17条では、防止委員会委員、調査員及び相談員は、キャンパス・ハラスメントに関する対応に当たっては、当事者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならないとプライバシー等の保護について規定している。
- オ 上記ウ、エを踏まえると、申立者は申立書の内容を他に伝えられることはないという前提で提出したものと考えられ、非開示とした部分が開示されると、ハラスメントの相談業務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるとする実施機関の上記イの主張は、当審査会としても不合理とはいえないと考える。さらに、申立人のみならず、今後、大学の教職員学生等からのハラスメント相談の申出が控えられるなど、ハラスメントが生じた場合の大学全体のハラスメント相談業務の適正な遂行にも影響が生ずることも考えられる。
- カ したがって、申立書の非開示部分は、開示することにより当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる情報として、条例第13条第7号に該当する。
- (4) 条例第13条第3号該当性について
上記のとおり、申立書の非開示部分は同条第7号に該当することから、同条第3号該当性の判断は行わない。
- (5) 審査請求人のその他の主張について
審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断を左右するものではない。
- (6) 審査会委員の除斥について
当審査会のマユーあき委員は、島根県個人情報保護審査会規則第2条第5項及び島根県個人情報保護審査会運営要領第8条第1項第3号の規定により、審査会の決議において、本件諮問案件については審議に加わらないこととした。
- (7) 以上から冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

本件開示請求	
請求 1	(1) ○○年○月以降、○○○○○○○○○○が私をハラスメントの疑いで苦情申立した際に提出した文書・資料一式。 (2) ハラスメント相談員が、上記案件について○○○○○○○○○○から相談を受けた際に作成し、○○キャンパス・ハラスメント防止委員会に提出した文書一式。
請求 2	(1) ○○年○月以降、○○○○○○○が私をハラスメントの疑いで苦情申立した際に提出した文書・資料一式。 (2) ハラスメント相談員が、上記案件について○○○○○○○から相談を受けた際に作成し、○○キャンパス・ハラスメント防止委員会に提出した文書一式。

別表 2

個人情報の内容	開示しない部分	開示しない理由
○○年○月以降、○○○○○○○○○○があなたをハラスメントの疑いで苦情申立した際に提出した文書・資料一式に記載されているあなたの情報(事後提出分を含む。)	申立日時、 申立先、 申立者、 ページ番号以外の記載内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 13 条第 3 号該当 開示請求者以外の個人である申立者の心情や主張が具体的に示されており、開示することにより、申立者や関係者等の開示請求者以外の特定の個人が識別され得る、若しくは識別することはできないが、開示することによりなお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため ・ 条例第 13 条第 7 号該当 職員個人からの相談に伴う事務に関する情報であって、当該情報が開示されることとなると、今後、同種の相談事務において、申立者が相談内容を開示されることをおそれ、開示に支障のない範囲での相談に留まり、適正な事実関係の把握が困難となるなど、事務の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるため
○○年○月以降、○○○○○○○があなたをハラスメントの疑いで苦情申立した際に提出した文書・資料一式に記載されているあなたの情報(事後提出分を含む。)	同上	同上

(諮問第49・50号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 4年 7月 8日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
令和 5年 6月15日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 7月13日 (審査会第2回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 8月17日 (審査会第3回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 9月28日 (審査会第4回目)	審議 (第2部会)
令和 5年10月12日 (審査会第5回目)	審査請求人の意見陳述、審議
令和 5年11月 9日 (審査会第6回目)	審議 (第2部会)
令和 5年12月14日 (審査会第7回目)	審議 (第2部会)
令和 6年 1月18日 (審査会第8回目)	審議 (第2部会)
令和 6年 3月 7日 (審査会第9回目)	審議 (第2部会)
令和 6年 3月21日 (審査会第10回目)	審議
令和 6年 4月26日	島根県情報公開・個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿
(令和4年度までは島根県個人情報保護審査会)

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
熊谷 優花	弁護士	第2部会

※本件諮問案件については、マユーあき委員は審議に参加していない。